



発福保第1204号
令和7年1月23日

鳥取市国民健康保険運営協議会
会長 西村教子様

鳥取市長 深澤義彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、国民皆保険の根幹であり、地域の医療の提供と予防・健康づくりの推進のため、安定的な制度運営が求められています。

本市が国保保険者として「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、国保制度改革に伴う都道府県化の中で責務を果たしていくため、令和7年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

1. 国の動向

国の「令和7年度税制改正の大綱」では、国民健康保険料の賦課限度額基準は医療分を66万円（現行65万円）、後期高齢者支援分を26万円（現行24万円）に引き上げる政令改正が予定されています。

2. 本市の現状

国保制度が改革された平成30年度以降、国保会計は、鳥取県へ納付する「鳥取県国民健康保険事業費納付金」（以下、「納付金」という。）の多寡が収支に影響するようになりました。

令和6年度は、鳥取県が算定する納付金の大幅な減額などにより、歳出を抑制できることから、現行の保険料率を据え置く場合でも、歳出に必要な歳入を確保できる見通しとなりました。

こうした状況のなか、令和7年度の納付金は、前年度と比べて約2億円の増が見込まれますが、令和7年度に本市の保険料率を据え置く場合でも、歳出に必要な歳入を確保できる見通しです。

これらの状況を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮問します。

3. 諮問事項

（1）国民健康保険料の賦課限度額について

【改正案】医療分、後期高齢者支援分の賦課限度額を国の基準どおり引き上げる。

・医療分（基礎賦課分）	66万円（現行65万円）
・後期高齢者支援分	26万円（現行24万円）
・介護納付金分	17万円（現行どおり）

（2）国民健康保険料率について

【改正案】保険料率は現行どおり据え置きとする。

		保険料率	【参考】県標準保険料率
医療分	所得割	6.1%	6.30%
	均等割	20,900円	27,331円
	平等割	22,000円	18,024円
支援分	所得割	2.7%	2.94%
	均等割	9,200円	12,516円
	平等割	9,000円	8,254円
介護分	所得割	2.2%	2.58%
	均等割	9,200円	13,320円
	平等割	7,000円	6,405円